

食品衛生法の改正と充実強化に関する意見書

近年、食品添加物や農薬・動物医薬品等の問題に加えて、遺伝子組み換え食品など新しい科学技術によって生産された食品の安全性に対して、国民の関心が高まっている。

さらに、O-157や狂牛病の発生、ダイオキシン・環境ホルモンなどが大きな社会問題となっている。また、食品流通の国際化に伴い、食品等の国際的な基準と国内基準の整備が進むなかで、その経過が公開されないことに、国民は不安を募らせている。

よって、これからの食品の安全確保は、政府がきちんとこれらの問題に関わり、さらに社会的なしくみを整備することが必要である。そのために、日本の食品の安全に関わる重大な法律である「食品衛生法」について、国民の視点を組み入れた法の改正および運用の充実強化が図られるよう次の事項を強く要請する。

1．食品衛生法の目的（第1条）に「国民の健康のために食品の安全性を確保する」という主旨を明記すること。

2．食品の安全行政に関する施策について、積極的に情報公開を進めるとともに、消費者の参画を法律の中に明記すること。

3．食品の表示（第11条）の目的に、「消費者の選択に役立つ」という主旨を加えること。

4．全ての食品添加物の指定制度への移行を、計画的に進めること。

5．農薬・動物用医薬品の残留基準の設定を計画的に進め、残留基準の決められていない食品の流通・販売ができないようにすること。

6．化学物質や新技術に関わる食品・容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的な調査・研究の充実、検査体制の充実など、法制度の運用を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年9月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先
内閣総理大臣
厚生大臣